# 第1章 計画の目的等

## 1. 計画の位置づけ・目的

中井町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第6条に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。)及び神奈川県耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)を勘案するとともに、中井町地域防災計画との整合を図り、平成22年3月に策定しました。

その後、平成23年に東日本大震災が発生し、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が 懸念される中、平成25年に国の基本方針及び耐震改修促進法が改正され、不特定多数や避難 弱者が利用する大規模な建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促 進に向けた取り組みが強化され、県計画も改定されました。

本計画は、このような国や県の動向と、平成28年3月の国の基本方針の改定をふまえ、建築基準法(昭和25年法律第201号)の新耐震基準<sup>1)</sup>が導入される以前(昭和56年5月までに新築工事に着工)の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として、耐震化の目標、耐震改修促進に係る施策等を定めています。

建築物の耐震改修を促進するにあたっては、町・県・国が連携して取り組みを進めていきます。

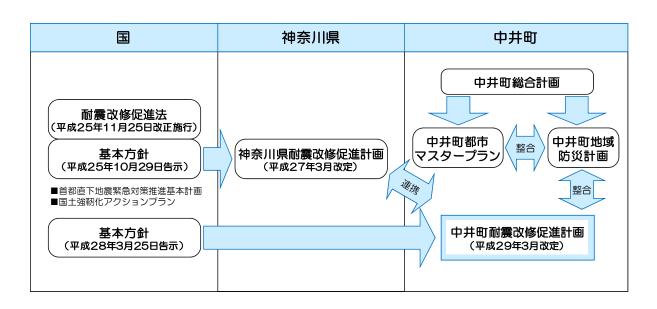


図-1.1 中井町耐震改修促進計画の位置づけ

<sup>1)</sup> 新耐震基準:宮城県沖地震(昭和53年M7.4)等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。設計の目標として、中地震(震度5強程度)に対してはほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震(関東大震災程度)に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

## 2. 耐震改修促進法の改正等

本計画の策定の根拠法である耐震改修促進法は、平成7年10月に公布され、平成18年の 改正によって、都道府県計画の策定が規定されました。

その後、平成25年11月に耐震改修促進法が改正施行され、建築物の耐震改修を促進する 取り組みが強化されました。

具体的には、不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物について、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが法律で義務付けられました。また、広域防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。あわせて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ペい率の特例などの促進策が設けられました。

# 3. 町民 (所有者・管理者)・町・県の取組

平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・ 建築物について、耐震化の努力義務が課せられました。

住宅・建築物の耐震化を促進するには、所有者・管理者が、地域防災対策を自らの問題、 地域の問題として意識し、取り組むことが必要です。

そこで、町は、県及び国と連携して、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するために、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じます。

#### 4. 計画期間

本計画の期間は、平成37年度までとします。

ただし、耐震化の数値目標は国及び県ともに平成32年度に設定しているため、本計画の当面の数値目標は平成32年度とし、目標年次には計画の検証を実施します。

# 5. 対象とする建築物

対象建築物は、建築基準法において新耐震基準が施行された昭和 56 年 6 月 1 日より以前の 既存建築物のうち、表-1.1 に示す建築物とします。

表-1.1 対象とする建築物の種類

用途区分	種 類	内 容	
民間建築物(住宅)	戸建住宅 (木造・非木造)	戸建住宅、兼用住宅、併用住宅など	
	共同住宅 (木造・非木造)	共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿など	
	法第 14 条第 1 号	特定・不特定多数の者が利用する建築物 【表-1.2】	
民間特定既存耐震 不 適 格 建 築 物 (耐震改修促進法)	法第 14 条第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場等の用途に供する 建築物【表-1.2】【表-1.3】	
(順展以形成近位)	法第 14 条第 3 号	地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物	
公共建築物	町有建築物	町が所有する公共建築物で、災害時において防 災上重要な役割を担う建築物または特定・不特 定多数の者が利用する建築物	

表-1.2 特定既存耐震不適格建築物一覧(表-1.1にて引用)

用途		特定既存耐震 不適格建築物の 規模要件 (法第 14 条)	指示 <sup>※</sup> 対象となる 特定既存耐震 不適格建築物の 規模要件 (法第 15 条)	要緊急安全確認 大規模建築物の 規模要件 (附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学 校の前期課程,特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上 (屋内運動場の面積	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 (屋内運動場の面
		を含む。)	を含む。)	積を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ	階数1以上かつ	階数1以上かつ
		1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その		階数3以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
他これらに類する運動施設		1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
		1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ	階数 3 以上かつ	階数 3 以上かつ
		1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ	階数 3 以上かつ	階数 3 以上かつ
		1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
展示場		階数3以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
		1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上

用途	特定既存耐震 不適格建築物の 規模要件 (法第 14 条)	指示 <sup>※</sup> 対象となる 特定既存耐震 不適格建築物の 規模要件 (法第15条)	要緊急安全確認 大規模建築物の 規模要件 (附則第3条)
卸売市場	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業	階数3以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
を営む店舗	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
ホテル、旅館	階数 3 以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。), 寄宿舎, 下宿	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
事務所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
老人ホーム,老人短期入所施設,福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ	階数2以上かつ	階数2以上かつ
	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
老人福祉センター,児童厚生施設,身体 障害者福祉センターその他これらに類 するもの	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ 2,000 ㎡以上	階数2以上かつ 5,000 ㎡以上
幼稚園,保育所	階数2以上かつ	階数2以上かつ	階数2以上かつ
	500 ㎡以上	750 m <sup>2</sup> 以上	1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ	階数 3 以上かつ	階数3以上かつ
	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
遊技場	階数3以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ	階数 3 以上かつ	階数3以上かつ
	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 m以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他こ	階数 3 以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
れらに類するサービス業を営む店舗	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途 に供する建築物を除く。)	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の乗 降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自動車	階数3以上かつ	階数3以上かつ	階数 3 以上かつ
の停留又は駐車のための施設	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益	階数 3 以上かつ	階数3以上かつ	階数3以上かつ
上必要な建築物	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	政令で定める数量以 上の危険物を貯蔵 し,又は処理するす べての建築物	500 ㎡以上	階数1以上かつ 5,000 ㎡以上 (敷地境界線から一 定距離以内に存する 建築物に限る)
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画 で指定する避難路の 沿道建築物であっ て、前面道路の幅員 の1/2 超の高さの建 築物(道路幅員が12 m以下の場合は6 m 超)	左に同じ	

<sup>※</sup>指示対象となる規模要件とは、特定既存耐震不適格建築物の所有者が所管行政庁の指導等に従わなかった場合、 指示することができる建築物の規模を示します。(耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示)

表-1.3 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧(表-1.1にて引用)

危険物の種類		危険物の数量	
1.	火薬類(法律で規定)		
	イ 火薬	10 t	
	口爆薬	5 t	
	ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個	
	二 銃用雷管	500 万個	
	ホ 信号雷管	50 万個	
	へ 実包	5 万個	
	<b>卜</b> 空包	5 万個	
	チ 信管及び火管	5 万個	
	リー導爆線	500 km	
	ヌ 導火線	500 km	
	ル 電気導火線	5万個	
	ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t	
	ワ 煙火	2 t	
	カ その他の火薬を使用した火工品	10 t	
	その他の爆薬を使用した火工品	5 t	
2.	消防法第2条第7項に規定する危険物	   危険物の規制に関する政令別表第三の指定数	
		量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
3.	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可	可燃性固体類 30 t	
燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類		可燃性液体類 20 m³	
4.	マッチ	300 マッチトン**	
5.	可燃性のガス (7 及び 8 を除く)	2万m³	
6.	圧縮ガス	20 万m³	
7.	液化ガス	2,000 t	
8.	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第	毒物 20 t	
	2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	劇物 200 t	

<sup>※ 1</sup> マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で7,200 個、約120 kg。